

序章 計画策定の趣旨



1. 計画の趣旨

(1) 緑の基本計画とは

「緑をいかに守り・育て・増やしていくか」を示す計画

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として定める計画です。

本計画では、緑地の適切な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、主に以下の3点を定めることが重要であり、必要に応じてその他の事項を定めるものとします。

【計画に定めることが望ましい項目】 ※緑の基本計画ハンドブック令和3年改訂版より

- ① 緑地の保全及び緑化の目標
- ② 緑地の保全及び緑化の推進の方針に関する事項
- ③ 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項

(2) 緑の必要性

緑は都市の環境を守り、住民の健康と安全、豊かな暮らしを支える社会資本

緑は都市にとって不可欠な「社会資本」であり、健康で快適な生活環境の基盤を形成する重要な要素です。都市化や人口減少、高齢化、気候変動に伴い、緑の多様な機能の重要性はさらに高まっています。

具体的には、緑はヒートアイランドの緩和、大気浄化、洪水や土砂災害の防止といった環境保全機能に加え、市民の心身の健康増進や地域コミュニティの形成、生物多様性の保全や美しい景観づくりに欠かせません。

また、これらの機能を都市のインフラとして活用する「グリーンインフラ」の考え方が重要で、自然環境の多様な機能を土地利用と統合し、持続可能で魅力ある都市づくりを推進します。



資料：「グリーンインフラの推進について（国土交通省）」より抜粋

(3) 都市における緑の機能

都市における緑の機能は主に4つ

緑は自然環境の主要構成要素の一つであると同時に、人間の生活環境要素としても重要であり、様々な機能を持っています。都市における緑の機能は、次の4つに分類することができます。

■ 緑の役割と機能



①環境保全機能

緑は、光合成によって二酸化炭素を吸収し酸素を生み出し、大気中の汚染物質を吸収して大気を浄化します。また、蒸散作用や日射の遮断によって、ヒートアイランド現象を緩和し、都市の気温上昇を抑えます。さらに、また、多様な生物の生息場所を提供し、生物多様性の保全に貢献します。

②健康・レクリエーション機能

緑は、ストレス軽減やリラクゼーション効果をもたらし、緑がつくる心地よい空間は地域のさまざまな活動が生まれる場所となります。

公園や緑地は、散歩、スポーツ、休憩など私たちの心と体の健康を育む健康維持や憩いの場となり、農地は、新鮮な食料の生産の場や食育の場にもなっています。

③景観形成機能

緑は、潤いのある都市景観を形成し、さらには四季の変化などにより地域固有の文化の形成にも大きな役割を果たします。また、都市周辺の自然景観とともに季節ごとのいろいろな景色はうるおいを感じさせ、暮らしを豊かにしてくれます。

④防災機能

緑は、山林、農地、公園緑地、まちなか、河川・水面において、雨水を貯え、土壌を安定させることで、土砂流出や都市型洪水などの自然災害を防止します。また、地震や火事など大規模災害時では、緑の空間が避難空間や救護活動拠点としての機能、延焼防止効果、土砂災害に対する緩衝作用などの防災機能を有し、災害時の避難場所・防災拠点になります。

一方、暮らしの安全・安心面では、枝が伸びすぎたり、枯れてしまうことで、「信号や標識がみえにくくなる」、「木が台風などで倒れやすくなる」、「害虫が繁殖する」など、暮らしの安全・安心に影響を及ぼします。

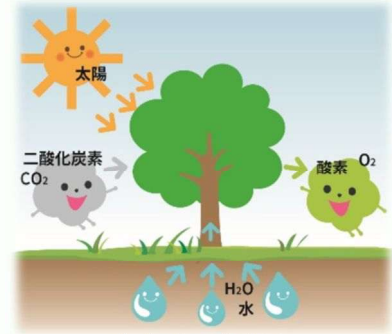
このため、緑を良好な状態に保ち、暮らしの安全・安心を守るには、普段から適切な剪定や植え替えを行うことが大切です。

このように緑は良好な環境を保ち、安全で快適な生活空間を営む上で、重要な役割を担っています。

木は二酸化炭素をどれくらい吸収できる？

光合成(木がつくる生命のサイクル)

木は「光合成」という自然の力で、太陽の光・水・二酸化炭素を取り込んで成長します。この働きによって二酸化炭素を吸収し、私たちに豊かな酸素をもたらしてくれます。



光合成の仕組み

私たちが出す二酸化炭素

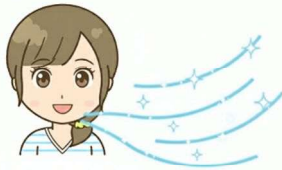
人間1人が呼吸で出す二酸化炭素は、**1年間で約320kg**（1日あたり約900g）にもなります。

木が吸収できる二酸化炭素

木が吸収できる二酸化炭素の量は、下の表より

クスノキ1本（胸高直径15cm）では、**1年間で約320kg**となり、人間1人が吐き出す量と同程度になります。

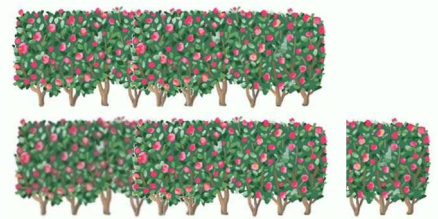
また、「鳥取市の木」である**サザンカ1本**（根元直径5cm）では、**1年間で約14kg**となり、人間1人が吐き出す量を吸収するには**23本必要**になります。



人間1人が1年間に
出す二酸化炭素の量



クスノキ1本が1年間に
吸収する二酸化炭素の量



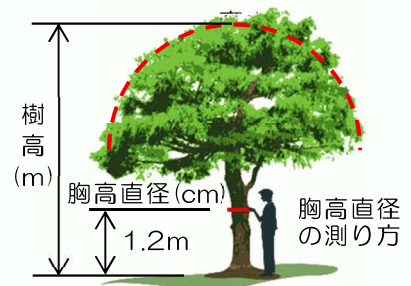
サザンカ23本が1年間に
吸収する二酸化炭素の量

約320kg/年 = 約320kg/年 = 約14kg/年 × 23本

胸高直径 又は 根元直径 (cm)	幹の太さ (幹周) (cm)	樹高 (m)	年間の総CO ₂ 吸収量 (kgCO ₂ /年)		
			高木		中低木
			落葉広葉樹 サクラなど	常緑広葉樹 クスノキなど	サザンカなど
2	6	2	18	11	2
3	10	2	32	21	5
4	12	3	53	35	11
5	15	3	70	53	14
10	30	4~5	250	180	53
15	50	6~7	530	320	140
20	60	8~10	700	530	-
25	80	10~13	1100	700	-
30	100	12~16	1400	1100	-
40	125	16~21	2500	1800	-
50	160	20~25	3500	2500	-

サザンカの例

クスノキの例



注) 高木は（胸高直径）、中低木は（根元直径）を用います。

出典：大気浄化植樹マニュアル（2014年度改訂版） 独立行政法人 環境再生保全機構

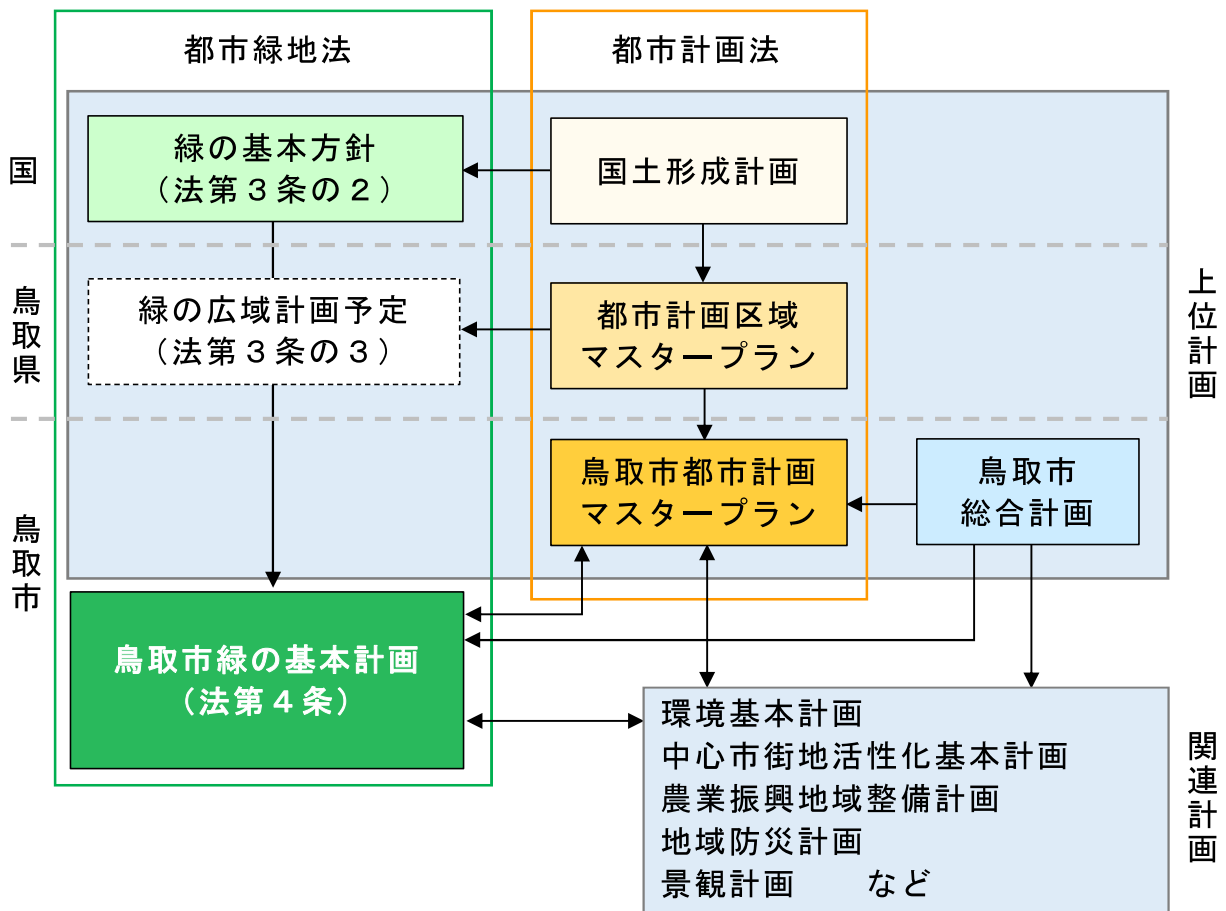
地球温暖化の大きな原因が二酸化炭素の増加ですから、木を増やすことはその対策としてとても効果的です。緑を増やし、快適で未来にやさしいまちをつくりましょう。

(4) 計画の位置づけ

緑の基本方針や上位・関連計画に基づき計画を策定する

本計画は、国が示す緑の基本方針である「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（緑の基本方針）」を指針とし、鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画、その他関連計画との整合を図りながら定め、本市の今後の緑に関する基本的指針として活用していくものです。

今後は、市民・事業者・市の協働のもと、本計画に沿った事業・取組を進めていきます。



2. 改定の背景

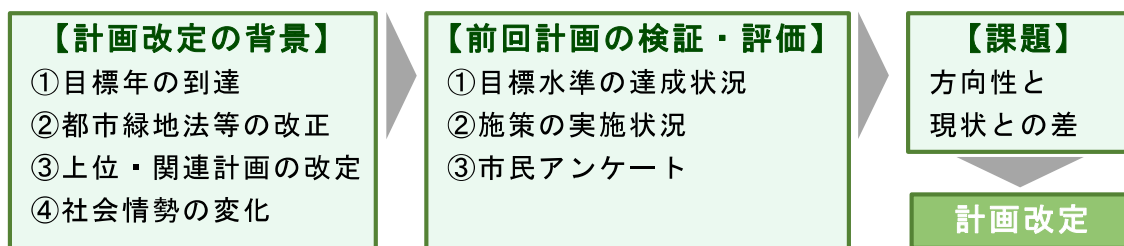
(1) 計画改定のポイント

前回計画の目標年到達、法改正や各種計画の策定、社会情勢変化への対応

近年、地球温暖化による気候変動への対応や生物多様性の確保、幸福度(Well-being)の向上など、都市の緑地が果たす役割に、より大きな期待が寄せられています。そのような中、令和6年の都市緑地法の改正により、都市における緑地の保全等の取組を一層促進するため、「都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針(緑の基本方針)」が国から示されました。

一方、本市の計画は、策定から15年以上が経過し、これまでの間に都市緑地法等の関係法令の改正や鳥取市総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画をはじめ、関連計画の改定が行われており、緑のまちづくりに関する社会情勢の変化等を踏まえた新たな方針を示す必要があります。

このため、前回計画の検証・評価やアンケート調査を行いながら、必要な見直しを行っていきます。



(2) 都市緑地法等の改正

都市緑地法と都市公園法の変遷

緑の基本計画の関連する法令は、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法、環境基本法、景観法、都市計画法、都市再生特別措置法、農地法、森林法などがありますが、特に関連の深い次の2つについて改正経緯を以下に示します。

	2001(H13)改正	2004(H16)改正	2017(H29)改正	2024(R6)改正
都市緑地法 (旧都市緑地保全部 1973(S48)年制定)	・管理協定 ・緑化施設整備 計画認定	・「都市緑地法」に改称 ・緑の基本計画における 都市公園明確化 ・緑地保全地域 ・地区計画緑地保全条例	・緑の基本計画における 都市公園の管理方針明 確化 ・定義に農地追加 ・市民緑地認定、 緑化地域(改正)	・緑の基本方針策定 ・国土等による戦略的な 都市緑地の確保 ・貴重な都市緑地の積極 的な保全・更新 ・緑と調和した都市環境 整備への民間投資の 呼び込み
H20 鳥取市緑の基本計画策定				
都市公園法 1956(S31)年制定	2003(H15) 施行令改正 ・都市公園配置基準 ・公園施設 弾力化 ・占有物 弾力化	2004(H16)改正 ・借地公園 ・立体都市公園	2017(H29)改正 ・公園設置管理制度 (Park-PFI) ・公園協議会 ・維持修繕基準	

(3) 上位・関連計画の改定

鳥取市緑の基本計画は、以下に示す計画を上位計画として位置づけつつ、各種個別計画との整合を図りながら見直しを進めます。

ア 緑の基本方針 2024（令和6）年12月

根拠法	都市緑地法 第3条の2第1項
正式名称	都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針
将来的な都市のあるべき姿	人と自然が共生し、環境への負荷が小さく、Well-being（幸福感）が実感できる緑豊かな都市
個別目標	①環境への負荷が小さいカーボンニュートラル都市の実現 ②人と自然が共生するネイチャーポジティブを実現した都市の実現 ③Well-beingが実感できる水と緑豊かな都市づくり
実現のための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県「緑の広域計画」、市町村「緑の基本計画」の策定促進 ・市民や関係者の緑の価値観の醸成 ・多様な主体の参画・協働の促進に向けた普及啓発 ・環境教育の推進

イ 鳥取県都市計画区域マスタープラン 2022（令和4）年3月

(7) 鳥取都市計画区域

計画期間	2022（令和4）年度～2031（令和13）年度
都市づくりの目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 市街地と農村部が調和した持続可能な都市づくり 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 環境に配慮した都市づくり 5. 防災減災・防犯都市づくり 6. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑へのアクセス性の向上や、散策道等の設置により、これらを緑地として有効に活用する。
緑地の確保水準	国の目標である 20 m ² /人の達成に向けて、引き続き都市公園等の整備を検討していく。
緑地保全地域等の指定方針	<p>緑地保全地域：市街地内及びその周辺において、自然環境の特に良好な地区で、都市の景観を構成する上で重要な緑地を対象とし、末恒地区、布勢地区、丸山地区等の緑地の指定を検討する。</p> <p>風致地区：市街地周辺において自然環境の良好な地区の一団の緑地を対象とし、小沢見、湖山池周辺、久松山山系、稲葉山山麓、津ノ井地区、構谿公園、浜坂地区等の緑地の指定を検討する。</p>

(イ) 福部、八頭中央、気高、鹿野、青谷都市計画区域

計画期間	2022（令和4）年度～2031（令和13）年度
都市づくりの目標	<ol style="list-style-type: none"> 1. 地域コミュニティの維持・活性化 2. 広域的視点での都市機能の強化 3. 地域資源を活かした魅力づくり 4. 防災減災・防犯都市づくり 5. 住民を主役とした透明性のある都市づくり
自然的環境の整備又は保全に関する都市計画決定方針	公園緑地等を適切に配置し、生活環境の向上、景観形成、災害防止に資する自然環境の保全及び有効利用を図る。 また、地域の恵まれた緑を緑地として有効に活用するため、アクセス性の向上等、緑のネットワークを形成していく。

(4) 社会情勢の変化

① 生物多様性への配慮

宅地化の進展により生息空間が減少し、自然環境の連続性を意識した保全が必要となっています。また、緑地同士をつなぐ生態系ネットワーク（エコロジカルネットワーク）で動植物の移動や交流を支えることで豊かな生物多様性を確保します。



② SDGs（持続可能な開発目標）への対応

『Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）』は、世界中の人や生き物が未来のために、みんなで達成すべき17のゴールで、この理念に沿い、自然環境保全や再生を通じて持続可能なまちを目指します。



③ 自然災害への対応と地球温暖化対策の推進

我が国は2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロ（カーボンニュートラル）を目指しています。都市緑地の保全・整備・管理を通じて温室効果ガスの吸収を強化し、環境負荷の小さい緑豊かな都市づくりを推進しつつ、自然災害の多発・激甚化に対応し、防災・減災を重視した地域づくりを推進します。



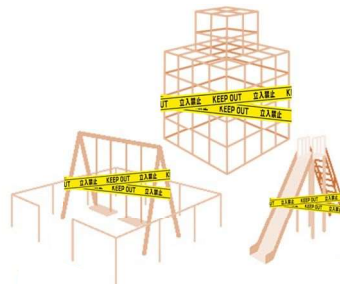
④ グリーンインフラの推進

自然が持つ多様な機能を社会資本整備や土地利用のハード・ソフト両面で活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組（グリーンインフラ）を進め、環境課題の解決や地域の持続可能性向上に寄与する施策として、戦略的に展開します。



⑤ 人口減少、少子高齢化の進展と社会インフラ老朽化への対応

高度経済成長期に集中的に整備されたインフラは「老朽化が加速」しています。人口減少、高齢化により「担い手が不足」する中、本市においても、都市公園のうち約4割は昭和時代に整備されています。このため、安全管理や効率的な維持管理が求められています。



⑥健康への関心の高まり

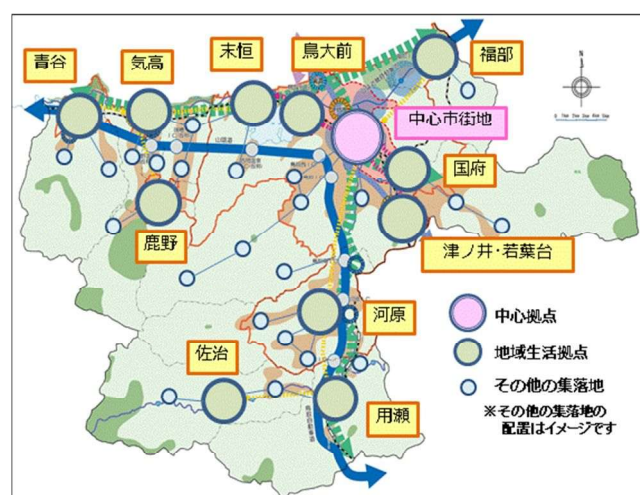
令和7（2025）年現在、団塊の世代が75歳以上に到達し、令和17（2035）年頃には医療・介護需要がピークを迎えると予測されています。社会保障費の増加や福祉・医療サービスなどの需要の増大が見込まれる中で、市民の健康への関心が高まり、様々な健康づくりやスポーツを通して健康的な生活を送るといったニーズが高まることが予想されます。



⑦都市構造の変化

本市は立地適正化計画の策定を進めており、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基に、生活利便性の高い居住誘導区域を設定し、都市機能の集約と公共交通の充実を図り、持続可能な都市構造を目指しています。

また、整備予定の山陰近畿自動車道鳥取～覚寺間（南北線）は、道路網の利便性向上や防災力強化だけでなく、周辺自然環境に配慮した計画がなされています。



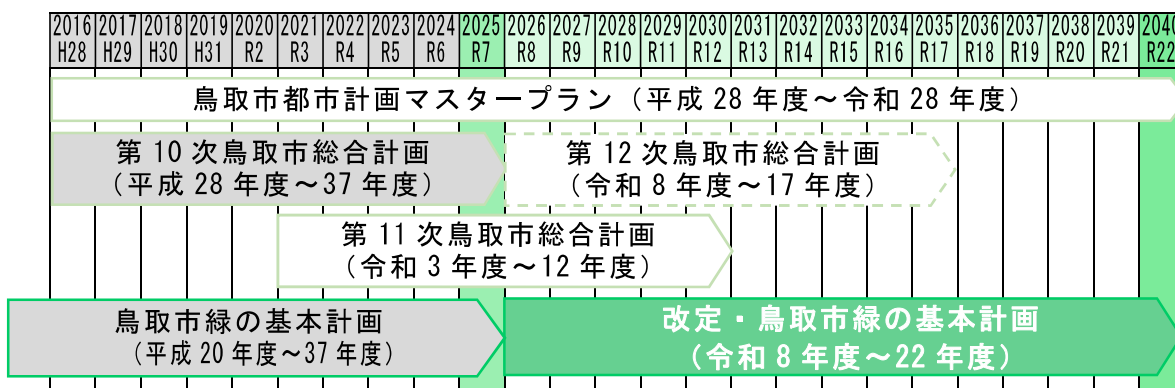
3. 計画の対象

(1) 対象期間

本計画の対象期間は、令和8（2026）年度から令和22（2040）年度までの15年間とします。また、計画の進捗状況を定期的に把握するとともに、社会情勢の変化や取組の進捗状況に応じて、適宜見直しを行います。

■ 目標年次

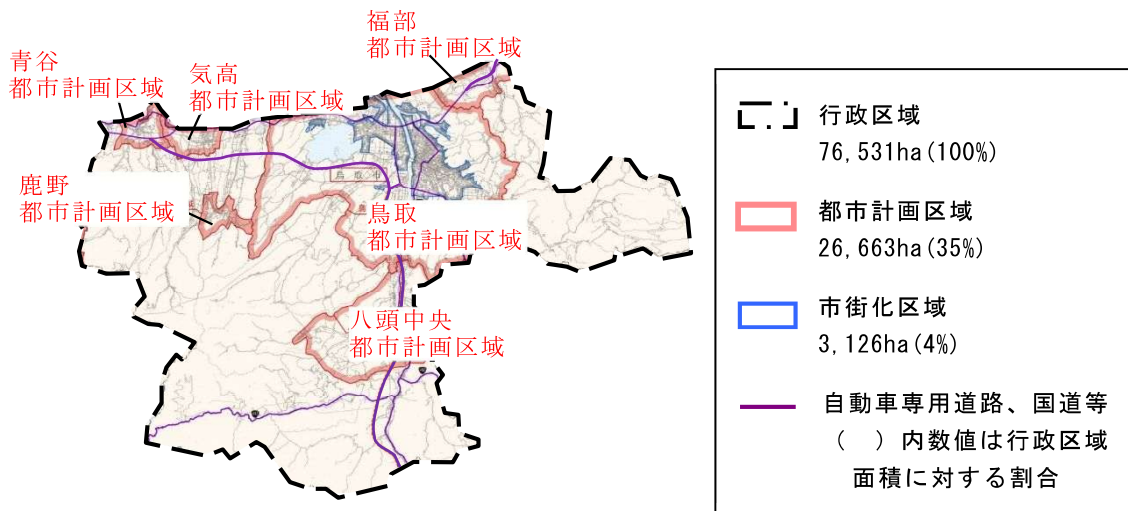
計画区分	開始年度	中間年	目標年度
鳥取市 緑の基本計画	令和8年度 (2026年度)	令和15年度 (2033年度)	令和22年度 (2040年度)



(2) 対象範囲

本計画の対象範囲は、原則として都市計画区域を基本としますが、周辺地域との緑の連続性や広域的なまちづくりを進めるため、都市計画区域外も検討します。

■ 対象範囲：全市を対象

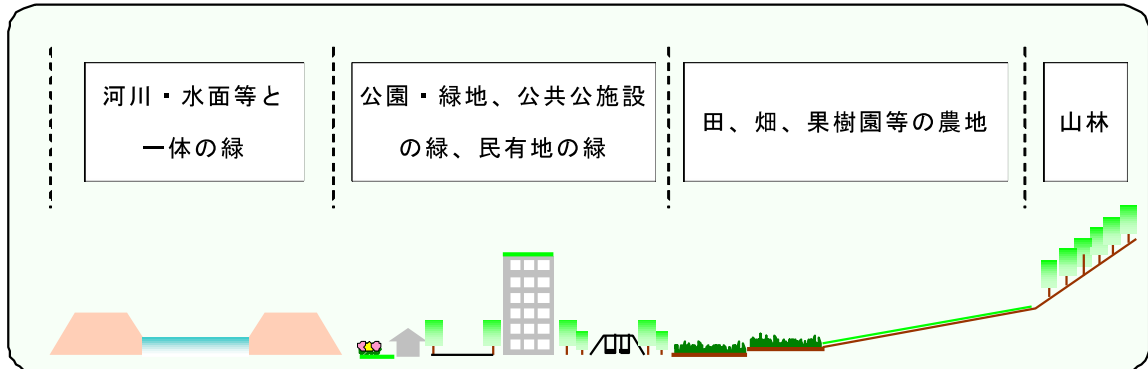


(3)対象となる緑

対象となる緑は、都市緑地法第3条第1項で示す「緑地」（樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地（農地であるものを含む。）が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの）と同義とします。

また、「緑化」された個人の空間もまちの緑を構成する自然的環境の一つであるため、民有地も含むすべての緑が対象となります。

■対象となる緑のイメージ図

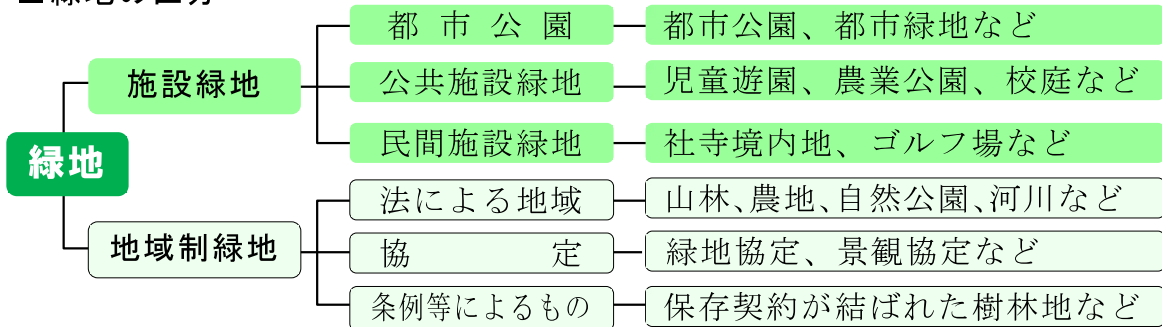


ア 「緑地」とは

本計画における緑地を以下のように区分します。

- ①施設緑地：公園や広場など一般に利用できる施設として確保されている土地の区域
- ②地域制緑地：様々な法律に基づく制度によって土地利用や開発などが制限されている土地の区域

■緑地の区分



イ 「緑化」とは

本計画における緑化とは、道路や公園等の公益施設の植栽、民有地の植栽など、緑で被われた空間を形成するための活動やその空間の状態をいいます。

4. 計画の構成

本計画は、法律に定める計画事項やわかりやすさなどを考慮し、次のような構成とします。

■本計画の構成

